

医療法人楽山会 軽費老人ホーム運営規程

第1章 総則

（規程の目的）

第1条 この規程は、医療法人楽山会が開設する軽費老人ホームケアハウス温泉保養館おおゆ（以下「施設」という。）の運営方針、職員の定数・区分及び職務内容、入居者の処遇方針、入居者が守るべき規律、並びに施設の管理その他必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な方に低額な料金で住居を提供し、日常生活上必要な便宜を供与し、入居者が健康で明るい生活をおくれるよう、入居者の生活の安定を図ることを目的とする。

（運営方針）

第3条 ケアハウスの管理運営については、利用者に配慮した住居を提供し、入居者の自主性尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応等処遇に万全を期することを運営方針とする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称、所在地及び入居定員は、次のとおりとする。

- （1）名称 医療法人楽山会ケアハウス温泉保養館おおゆ
- （2）所在地 秋田県鹿角市十和田大湯字川原ノ湯9番地3
- （3）入居定員 30名

（利用者の資格）

第5条 ケアハウスに入居利用できる者は、次の各号に該当する者とする。

- （1）自立している者
 - ①年齢は60歳以上であること。ただし夫婦の場合は、いずれか一方が60歳以上であればさしつかえないものとし、家族による援助が困難な者
 - ②身体機能の低下等が認められる者
 - ③高齢等のため独立して生活するには不安がある者
 - ④感染性疾患及び精神的疾患を有せず、共同生活に適応できる者。
 - ⑤生活費に当てることができる資産、収入、仕送り等があり、又それらを合算した

もので、所定の利用料が負担できる者。

⑥ 確実な保証能力を有する身元引受人がたてられること。

(2) 介護保険対象者

前項の各号の要件を満たし、要支援、要介護と認定された者

第2章 職員の定数・区分及び職務内容

(職員の区分と定数)

第6条 施設に次の職員を置く。

- | | |
|-----------|------|
| (1) 施設長 | 1名 |
| (2) 事務員 | 1名以上 |
| (3) 生活相談員 | 1名以上 |
| (4) 看護職員 | 1名以上 |
| (5) 介護職員 | 8名以上 |

2 施設長が必要と認めた場合は、前項の規程にかかわらず、嘱託又は、臨時職員を置くことができる。

3 食事の調理業務は、業者に委託することとし、毎年度契約するものとする。

(職務内容)

第7条 施設の職員の職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 施設長 | ・・・・施設、職員及び利用者の管理を行う。 |
| (2) 事務員 | ・・・・総務・庶務、財務・会計、労務、窓口業務を行う。 |
| (3) 生活相談員 | ・・・・利用者またはその家族に対し、相談・助言を行う。 |
| (4) 看護職員 | ・・・・健康管理・指導、医療・看護業務を行う。 |
| (5) 介護職員 | ・・・・日常生活全般の援助、家事援助、身体介護を行う。 |

(職員の心得)

第8条 職員は、施設の目的と運営方針及び社会福祉の公共性に則り職員全体が協力して職務の遂行に努めなければならない。

2 入居者に対しては公正を旨とし、常に深い理解と愛情をもって接遇し、相互の融和と協力のもとに入居者の快適な生活環境の確保に努めなければならない。

第3章 入居及び退去

(入居)

第9条 入居を希望する者は、次に掲げる書類を施設長に提出しなければならない。

- (1) 入居申込書
- (2) 住民票
- (3) 収入申告書及び収入状況が確認できる書類
- (4) 健康診断書

(入居希望者の面接調査)

第10条 入居希望者の調査は、本人及び身元引受人との面接によりおこなう。

- 2 入居希望者の面接調査は、生活状況、家庭状況等について詳細に聴取するとともに、健康状態を把握する。
- 3 前項の面接調査の結果、入居の可否については速やかに決定し、当該入居希望者に対し、ケアハウス入居決定通知書により通知するものとする。

(入居の手続き)

第11条 入居を承認された者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入居契約書
- (2) 誓約書
- (3) その他、施設長が特に必要と認めた書類

(利用料)

第12条 入居者は、別表「利用料金表」に挙げる月額利用料を毎月、翌月の20日までに施設に支払うものとする。

- 2 入居又は退去に伴う、1ヶ月に満たない期間の生活費及び管理料は、日割りによって計算する。

(退居)

第13条 入居者が退居しようとするときは、ケアハウス退居届を提出しなければならないものとする。

(死亡)

第14条 施設長は、入居者が死亡した時、身元引受人に連絡する等必要な措置をとるものとする。

（入居の取消）

第 1 5 条 施設長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、入居を取り消すことができる。

- （１） 不正又は偽りの手段によって入居の承認を受けたとき。
- （２） 正当の理由なく利用料を滞納したとき。
- （３） 精神的疾患もしくは欠陥のため、施設での生活が著しい支障を与える恐れがあると認められるとき。

第 4 章 入居者に対する処遇

（入居者に対する処遇）

第 1 6 条 入居者の処遇については、法の理念に基づき、入居者の心身の状況に応じて快適な日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

（相談、助言等）

第 1 7 条 入居時には、入居者従来你的生活状況、家庭状況及び心身の健康状態について把握し、入居後は、入居者の各種相談に応じ、適切な助言に努めなければならない。

2 常に在宅サービス等の実施者と十分な連携をとり、必要に応じてその有効な利用について、利用者への紹介、手続き等の援助を行うものとする。

（食事）

第 1 8 条 入居者に対しては、毎食 3 食を供し、入居者の健康維持を考慮した食事を提供するものとする。

（入浴）

第 1 9 条 常に入浴施設を良好に管理し、常時定められた時間に入浴ができるように努めるものとする。

（保健衛生）

第 2 0 条 入居者の定期健康診断は年 1 回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮する。

2 入居者の健康保持に当たっては、特に老人特有の疾病の防止に努めるものとする。

3 入居者に対し、随時保健衛生知識の普及指導を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第21条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 施設における虐待を防止するための対策を検討する委員会の開催等
- (2) 施設における虐待の防止のための指針の整備
- (3) 施設において虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
- (4) 施設において虐待の防止の措置を適切に実施するための担当者の設置

2 ホームは、サービス提供中に、当該ホームの職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等)

第22条 施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催
その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の実施

(協力医療機関等)

第23条 施設は、入居者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 施設は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行なう体制を常時確保していること。
- (2) 施設から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、秋田県に届け出るものとする。

4 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に多する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（事項において「第二

種指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同乗第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同上第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新興感染症をいう。事項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。

- 5 施設は、協力医療機関が第二種指定医療機関である場合においては、当該第二種協定締結指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- 6 施設は、入居者が協力医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるよう努めるものとする。
- 7 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならないものとする。

(業務継続計画の策定)

第24条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理及び従事者の健康管理等)

第25条 施設は、入居者の使用する用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に注意し、感染防止に努めるものとする。

- 2 感染対策委員会を設置し、一月に1回程度定期的に委員会を開催し職員に周知徹底する共に、指針を策定し感染防止のための研修や訓練を定期的の実施する。
- 3 施設は、従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(守秘義務)

第26条 施設の従事者は、正当な理由なく、利用者に対する介護サービスの提供に際して知り得た利用者、利用者の家族及び身元引受人の秘密を洩らしません。

(勤務体制の確保等)

第27条 施設は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従事者の勤務の体制

を定めるものとする。

- 2 施設は、従事者の資質の向上を図るための研修の機会を確保するものとする。

採用時研修 採用後1ヶ月以内

継続研修 年2回

- 3 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- 4 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（記録の整備）

- 第28条 施設は、従事者、設備、備品及び会計に関する記録を整備するものとする。

- 2 入居者に対するサービスの提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存するものとする。

第5章 入居者の規律

（入居者の守るべき事項）

- 第29条 施設長は、入居者の守るべき入居者心得（別に定める。）を入居者に配布し、その趣旨を十分に周知するとともに、入居者の守るべき事項は、次のとおりとする。

- （1）施設の円滑な運営を図るため、施設の諸行事等に積極的に参加協力すること。
- （2）外出又は外泊しようとするときは、外出外泊届出簿に所要事項を記入し、届け出ること。
- （3）入居者は、来訪者があったときは、その都度、来訪者名簿に記入し届け出ること。
- （4）入居者は、常時自ら健康保持に努める事とし、ケアハウスで行う健康診断は、正当な理由がない限り拒否してはならないものとする。
- （5）入居者は、常に居室を清潔に整理整頓し、良好な環境及び衛生の保持に努め、施設内外の掃除等の環境整備に積極的に努力すること。
- （6）入居者は、相互に親睦と信頼を深め、よき隣人として交流し、他人の人権を無視するような言動のないように努めるものとする。
- （7）入居者は、入居後の心情に関する事項に変更が生じたときは、速やかに届け出るこ

と。

(8) 入居者は、居室の形状を変更しようとする工作を加えるときは、承認を得ること。

(損害賠償)

第30条 入居者は、故意又は重大な過失によって建物、設備備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、又は現状に回復しなければならない。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第31条 施設は、火災、地震、風水害等非常災害にそなえて、消火、避難、救出に関する計画を定め、定期的に訓練の実施等万全の対策を講ずるとともに、入居者への防災意識の向上を常に啓発指導するものとする。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(火災取締)

第32条 施設長は、職員の中より消防法に定める防火管理者を定めなければならない。

第7章 夜間等の管理体制

(併設施設の協力)

第33条 施設長は、入居者等の安全と緊急時に対処するため、グループホームの夜勤職員の協力体制をえるための、非常通報装置を連結して設置し、非常緊急対応できるよう万全な対策を講ずるものとする。

第8章 地域との連携

(地域との連携)

第34条 施設長は、常に地域との連携を深め、入居者が地域の一員として自立した、生きがいのある生活が営めるよう配慮しなければならない。

第9章 雑則

(備付帳簿)

第35条 施設の状況を正確に把握するため、次の帳簿を備付けるものとする。

(1) 管理に関する記録

- ① 事業日誌
- ② 職員の勤務状況、給与、研修等に関する記録
- ③ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況

(2) 入居、退居の経過に関する記録

- ① 入居、退居の経過及び結果
- ② 入居者台帳（病歴、生活歴、家族状況等を記録したもの）
- ③ 入居者のケース記録
- ④ 診療、看護、介護、機能訓練等の記録
- ⑤ 献立及び食事に関する記録

(3) 会計経理に関する帳簿

(4) 施設及び構造記録に関する記録

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

一部改定 平成23年11月 1日

一部改定 令和 4年 4月 1日

一部改定 令和 6年 4月 1日